

2 区・自治会の運営

(1) 区・自治会の設立

区・自治会を設立する場合の一般的な手続きは、次のとおりです。

- ① 設立準備会を設ける(発起人代表を決める。)
- ② 設立区・自治会の区域を決める(他の区・自治会の区域と重複しないこと。)
- ③ 区・自治会設立に対する区域住民の意見を集約する。
- ④ 設立趣意書を作成、配布して、区・自治会への加入申し込みを受ける。
- ⑤ 規約・会則の草案を作成する。
- ⑥ 事業計画、予算書を作成する。
- ⑦ 役員を選考する。
- ⑧ 設立総会を開催し、議案などを審議し、承認後、会が発足する。

(2) 区・自治会運営の基本事項

区・自治会はしっかりとした組織の上に立って、適正に運営されなければなりません。区・自治会運営のための基本的項目は、以下のとおりです。

① 会 議

区・自治会が民主的組織として運営されるために、会員の合意形成の場としての総会や、総会の議決に基づき会を運営していくための役員会などが開催されます。いずれの会議も重要な役割を持っています。

① 総 会

区・自治会としての意思決定を行う最も重要な会議で、通常総会と臨時総会があります。

■ 2 区・自治会の運営

◆ 通常総会

一年間のまとめと新年度事業や予算について、きちんと意見交換し、決定できるよう運営することが大切です。

- ・ 前年度事業報告及び決算について
- ・ 新年度事業計画(案)及び予算(案)について
- ・ 役員の選任について
- ・ その他

前記内容を総会資料として提出するために、事前に役員会において審議します。また、司会、議長、事業報告及び事業計画、決算及び予算、監査報告の説明者を事前に決めておく必要があります。

総会が終了したら総会資料を回覧し、全会員に周知することも必要です。

◆ 臨時総会

緊急に解決すべき課題が発生した際など、必要に応じて招集します。招集方法については、規約・会則で定めておくことが必要となります。

② 役員会

総会の議決に基づき、会を実際に運営していくための会議です。役員会への出席役員は、あらかじめ規約・会則で定めておくことが必要となります。

- ・ 前年度事業報告及び決算について
- ・ 新年度事業計画(案)及び予算(案)について
- ・ 役員の選任について
- ・ その他、会計業務全般について、監査を受ける。

② 会計監査

監事は、領収証などの帳票類、預金通帳、決算書をもとに監査を行います。収支について適切に処理されているかどうか、関係の帳票を照合

しながら、役員会や総会に報告される決算書の内容について事実確認します。

③ 予算と決算

区・自治会は、会員の大切なお金を預かって運営しています。予算で区・自治会の年間事業計画を示し、決算で用途を明らかにします。

新たな行事を企画するときなど、お金はいくら使えるか（予算をどれだけとするか）によりその内容もかなり左右されることになるでしょうし、決算は、行事の成果として、いくらかかってどれだけの効果があったから来年はどうしようという重要な資料でもあります。

このような目的を持つ予算書・決算書は誰が見てもすぐ分かるように、正確につくらなければなりません。

予算を編成する場合は、原則一つの会計だけで運営するのが望ましいです。多額の費用を要するもの（集会所建設等）や賛同者のみから徴収し神社経費等に充てる宗教関係費は、特別会計とすることが一般的です。

特に宗教関係費は、信教の自由と深く関わってくるため、その徴収方法や会計区分などについて区・自治会の中でよく話し合い、共通理解を図っておく必要があります。

（3）役員等

何らかの目的を持って活動を行うには、その活動を支えるためにリーダーが必要になります。

区・自治会がまとまりを保ちながら活動していくためには、区長・自治会長をはじめとして、区・自治会をまとめていく役員の役割を明確にすることが大切です。

規約・会則によって選出方法、任務、任期などを定め、それに基づき役員を選出します。一般的には、次のような役員が置かれます。

① 区長・自治会長

区・自治会をまとめていく最高責任者、また、対外的には区・自治会の総意を伝える代表者です。

■ 2 区・自治会の運営

② 副区長・副会長

区長・自治会長を補佐し、時には区長・自治会長の代理をします。

③ 班長(組長)

班(組)を代表します。

④ 会 計

区・自治会の会計、経理を担当します。

⑤ 監 事

区・自治会の活動目的を正しく理解し、会計事務が適切に処理されているかどうか、財政支出が適切であるかどうかを監査し、総会で報告します。

⑥ その他の役員

議事を記録する書記のほか、広報や環境といった専門部を設けた場合には、専門部長という形で役員を置くこともあります。また、顧問や理事、相談役といった役員を置く場合もあります。

役員は、それぞれの役割を分担しながら、一致協力する体制づくりに努めることが大切です。区・自治会の規模の大小によって役員構成は必ずしも同一である必要はありませんが、その運営においては重要な要素となるため、十分に検討することが大切です。

また、任期についてみると、本市の状況をアンケートにより調査したところ、ほとんどの区長・自治会長、役員の任期は1～3年でした。一方、適切な任期については、2年という回答が多く寄せられました。1年だからがんばれるという意見もありましたが、1年では、全体の内容を把握するにとどまり、区・自治会の活動をより充実したものにするには、2年を要し、3年では長すぎるというものでした。

また、役員交代の際は、引き継ぎがうまくいくようにしておくことも重要です。

⑦ 班と専門部

区・自治会では、通常、役割分担や情報伝達の迅速化のために班を組織しています。また、地域の課題解決に向けた事業を実施するに当たり、活動目的を明確にするため、総務・広報部や生活環境部などの専門部を置くところもあります。これらは、いずれも、区・自治会における第一線の活動単位として重要な役割を担い、区・自治会の活性化を図る組織といえます。専門部や班組織は、それぞれの区・自治会の規模や、地域課題、会員のニーズなどをもとに組織されます。

(4) 規約・会則の作成

近年、会員同士はみんな知り合いという昔ながらの区・自治会から、近所付き合いの希薄化などにより、何という名前で誰だかどこの家なのかわからないといったことも起きています。昔からの申し合わせや慣習による運営では、転入者への勧誘や活動において説得力に欠けます。このようなことから、規約・会則を整備し、それに基づいて活動することが信頼関係をつくる一つの条件ともいえるのではないのでしょうか。

規約・会則は、地域における共同生活のルールといえますので、区・自治会財産の有無など、その地域の実情に合ったものが必要となります。

既に規約・会則のある区・自治会も、今日の住民の転出入の多さや、高齢化・国際化の進展など、社会的な変化に対応したものに見直しをすることも必要となります。

また、古くから区・自治会が所有している土地、その他の財産を管理していくのに、自治会を法人化する（認可地縁団体）という方法がありますが、その際にも規約・会則が必要です。加入しやすく、活動しやすい自治会にするためにも、規約・会則を整備しましょう。

■ 2 区・自治会の運営

標準的な規約・会則は、以下のとおりとなりますので、新規に作成するとき、又は見直すときの参考にしてください。

標準例

〇〇 区（自治会）規約（会則）

（名称及び事務所）

第1条 本区（本会）は、〇〇区（〇〇自治会）（以下「本区」という。）と称し、事務所を〇〇集会所に置く。

【解 説】

区の名称については、その組織が、どの地域にあるのか誰でもわかり、親しみやすくするためには、大字名などの地名を冠することが一般的です。また、その目的などから親睦会的な名称も考えられます。

（会 員）

第2条 本区は、当該区域内に居住する住民をもって構成する。

【解 説】

区の会員は、地域内の全住民が対象ですが、世帯を一単位として、それぞれの世帯から代表を出し、構成されます。

（目 的）

第3条 本区は、会員相互の親睦と連帯を深め地域住民の福祉の増進を図り、もって住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

【解 説】

区は、地域全体の理解と協力によって自主的に運営され、地域住民の親睦融和と住民全体の福祉増進のための事業等を推進することにより、地域社会の発展、

向上に寄与することを目的に設置されるもので、公益的な地域団体としての性格を有しているといえます。

(事業)

第4条 本区は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡に関する事。
- (2) 地域住民の福祉増進に関する事。
- (3) 市への協力に関する事。
- (4) 美化・清掃等区域内の環境整備に関する事。
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関する事。

【解説】

区の機能は、その地域の特性などを考慮して、自主的に決定されるものです。

2 前項の事業を行うため、必要に応じて次の専門部会を設けることができる。

- (1) 「総務・広報部会」
会の事業企画、広報活動に関する事。
- (2) 「福祉厚生部会」
地域福祉、交通安全、防犯、防災及び青少年健全育成に関する事。
- (3) 「生活環境部会」
ごみ対策、清掃活動、緑化推進（花いっぱい運動）に関する事。
- (4) 「スポーツ・レクリエーション部会」
スポーツ・レクリエーションに関する事。

【解説】

区における実行機関として、専門部を設けることも有効です。区の運営に多くの人が参画することで、多くの人々の知恵による活発なコミュニティ活動を可能にし、地域文化を育てることにつながります。

(役員)

第5条 本区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1名

■ 2 区・自治会の運営

- (2) 副区長 ○名
- (3) 班長（組長） ○名
- (4) 会 計 ○名
- (5) 監 事 ○名
- (6) 専門部長 ○名

2 区長、副区長、班長（組長）、会計、監事は、総会において選出する。

3 専門部長は、必要に応じて総会において選出する。

（役員職務）

第6条 区長は、本区を代表し、会務を総理する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 班長（組長）は、各班における会務の運営と執行に当たる。

4 会計は、会計事務を担当する。

5 監事は、会計を監査する。

6 専門部長は、担当部会の運営を担当する。

（役員任期）

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第8条 本区の会議は、総会、役員会、専門部会とする。

2 総会は、年1回開催し、区長が議長となる。また、区長が必要と認めるときは、臨時総会を招集する。

3 役員会は、必要に応じて区長が招集する。

4 専門部会は、必要に応じて担当の専門部長が招集する。

5 総会における議案の採決は、半数以上の会員の出席を必要とし、出席者の過半数をもって決定する。

【解 説】

総会は、区の最高の意思決定機関であることから、半数以上の出席が一般的です。また、欠席者には、委任状を提出してもらうことが重要です。

(経費)

第9条 本区の運営に要する経費は、区費及びその他の収入をもって充てる。

2 区費は、1世帯当たり年額〇〇〇円とする。(または、月額〇〇円とする。)

(会計年度)

第10条 本区の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。